

遊を難けざるを期せしむるを以て、本會は更に十二月五日全園遊園  
 (さ支給を以てしよ要求したるの會垣脚の代りたるの代り交  
 日餘三日分の増合せ及ぼすの代り僅難半遊を乘りたる金藤(株三百圓  
 本會承取を本林遊會遊事林風鈴の懸遊を再了懸難半當り了了月、  
 會垣脚の交遊したる結果半當四十圓を支給せる旨回答したるの  
 謝禮の懸遊の懸遊を以てする結果懸難餘計の懸遊を以てするの  
 人事務の更迭を以て懸遊したるの懸遊したる月一日對懸難  
 十日懸難を以て懸遊したる月間懸難したるの懸遊したるの間會垣脚の代り  
 本會來が大五十二半月同日工懸遊の懸遊中たるの代り懸遊したる  
 一懸遊人員(懸遊員十人)

至同 十二月廿六日  
 自田味六平 十二月五日  
 一 懸遊發生並難共月日 各古屋出張所 大 懸 遊

一 復遊此 各古屋市南區樂岐三ノ四二  
 母 懸遊株株友會垣懸遊の掛

各懸遊 十二 懸  
 母 懸遊株株友會垣懸遊の掛

法人協調會各古屋出張所  
 法人協調會各古屋出張所

法人協調會各古屋出張所

合評議會中部地方評議會執行委員吉田時男の應接を求め前同様の  
 要求をなしたるも會社側は責任者不在の爲と稱して回答を遅延せし  
 めつゝあつたが常務伊藤吉太郎は十二月二十七日縣調停官に調停を  
 依頼し更に十二月二十八日には本出張所長大澤氏に調停の斡旋方を  
 依頼がありかくて大澤出張所長は大飼調停官補と共に事業主側濱田  
 事務員、従業員側李錫來、組合側吉田時男等を名古屋市南區八熊町  
 巡查派出所に十二月二十九日午後四時に招き交渉協議の結果午後十  
 時に至り解雇手當八十圓外に同情金五十圓計百三十圓支給すること  
 で解決した。

以上